19世紀中・東欧における法律家の任意団体

上 田 理恵子

Voluntary Organizations of Jurists in Central Europe in the 19th Century

Rieko UEDA

(Received October 1, 2008)

The purpose of this paper is to clarify what kind of voluntary communications were possible among lawyers in Central Europe in the 19th century, a time when the legal systems and legal profession of these countries were being modernized. According to an article by Prof. Brauneder in Vienna, there were two forms of noncompulsory legal organizations at that time, and they both derived from German territories. The first form, which traces back to the 18th century, was the Reading Societies on Legal and Political Books. Its main purpose was to equip legal libraries and publish legal journals. The second form was the Association of Jurists, which focused on communicative activities such as lectures and debates. The upper organization of such local associations was the German Jurists Forum, which is held even today every two years in a different city in Germany (it was briefly suspended during the period of National Socialism). The idea of having a nationwide forum of lawyers reach out beyond the legal profession took root even outside the German-speaking territories in Central Europe. As a case study, this paper examines the Hungarian Jurists Forum, which was held a total of 11 times from 1870 to 1896. Though both forums had the same purpose, namely, to foster communication among lawyers and to help develop jurisprudence and realize codification, unlike the German Jurists Forum, the forum was held only in Budapest, tried to avoid having any political influence, and lacked the objective of unifying the legal system because of complicated national issues and policies at work. In my opinion these are the main reasons why the forum did not continue to be held regularly.

Key words: Central Europe, lawyers association, jurists forum, Hungary

1. はじめに

1990年代からEUの拡大に伴い、東欧諸地域に関する実証的な法制史研究の成果も、研究成果が飛躍的に蓄積されつつある.¹⁾ その多くの地域は、1918年まで「ハプスブルク帝国」と総称され、現在のオーストリアを中心とし、隣接するハンガリー、チェコ、スロヴァキア、さらにはポーランドやルーマニア、クロアチアの一部などを含む、ハプスブルク帝国と呼ばれた地域である。

しかし、これらの地域で核となる法(例えばフランス法やドイツ法)の学問体系や学説をおさえ、それらがこの地の法と社会をめぐる諸関係を追求しようとすればするほど、従来の中心的な研究対象や手法だけでは収まりきらない事柄が次々と登場してくる.

その点, もともと「東欧諸国」がハプスブルク帝国 の領土であったことから, オーストリアでもこの地へ の関心は細部に至る。ウィーン大学のブラウネーダー教授の論稿 2 では、法律家の所属した諸団体、なかでも 19 世紀を中心に成立してきた任意団体 (Selbstorganisation) とそこでの交流に着目している。

弁護士会や裁判官協会といった職種別団体ではなく、 法律家と呼ばれる人々が、職種を超えて自発的に加入 した交流の場で、どのような関心を持ち、どのような 活動をしていたのかを明らかにすることは、中・東欧 地域における法と社会の実態、とりわけ大陸法学の中 心地域と、いわばその周辺地域とされる地域を理解す る重要なてがかりとなる.

中・東欧地域における司法界の近代化にあたり、まず注目されたのは、諸状況から考えてドイツの法制であったはずである。それに準じて、法専門職の在り方もドイツと類似して発達したという推測にいたるのは容易である。そのなかで、ハプスブルク帝国の東半分であるハンガリー王国については、1867年以降、独自の法制度を持つことができただけに、法律家たちがど

のような組織づくりをしたのか、という疑問が生ずる. そこで本稿では、ブラウネーダーの論稿を出発点とし、ハプスブルク帝国にみられた代表的な任意団体の 種類と活動内容および役割について確認した後、ハン ガリー王国の任意団体の在り方を明らかしたい.

なお、本稿にいう「法律家」という場合は、時代と 地域を考慮した結果、ひとまず法曹三者(裁判官、検 察官、弁護士)のほか、公証人、上級行政官や法学者 まで含めることとする。中・東欧における法専門職は、 大学教育、国家官僚養成と密接に結びついて発展し、 とくに自由業としての弁護士を認めた法制は、19世紀 後半となる。3

2. 法律家による任意団体

ブラウネーダーの論稿によれば、ドイツ、オーストリアに該当する地域で認められた法律家による任意団体は大きく二つに分けられる。一つは、読書協会(juristische Lesegesellschaften)であり、もう一つは法律家協会(juristische Gesellschaften)である。後者の上位組織として位置づけられるのが、ドイツ法律家大会である。

(1) 読書協会

そもそも読書協会は、法律家という集団に限られた組織ではない、18世紀ドイツにおいて結社と読書を結びつけた啓蒙主義の産物である。4 規約をさだめ、会員を限定し、会費を集めて運営された私設図書館つき読書組織であり、読書と議論の結びつきの場として、市民からなる読書協会が「公共圏」を形成するに重要な役割を果たした。このことは、ハーバーマスも『公共性の構造転換』のなかで指摘している。50

啓蒙期ドイツのコミュニケーションに決定的な役割を果たした読書協会のなかに、職能身分としての法律家によるものも含まれていた。法律読書協会の創設が最初に認められるのは、1799年ハンブルクであるとされる。当初の中断を経て、1828年以降、今日に至るまで続いているというこの読書協会に附属する図書館には、創設8年目にして1700点を超える蔵書によって、主要専門雑誌と著名な法学者の著書が揃えられたという。6)

読書協会本来の目的が、学術・教養・社交面の向上であったとしても、読書協会の会員が実際に果たした役割はそれだけにとどまらなかった。1846年に開催された第1回ドイツ弁護士大会で主導権を発揮し、職能団体の社会的地位の向上に努めている。また、1848年から49年にかけて開催された、フランクフルト国民

議会も、別名「法律家議会」⁷⁾ と呼ばれるだけあって、ここにも会員の名が認められる。読書協会の会員が政治の場でも活躍する足跡が認められるのである。

1841 年に創設されたウィーンの法・政治読書協会 (juridisch-politische Leseverein) も、こうした読書協会の一つであった。法律家の地位向上や政治社会に果たした役割として、以下の3点ほどを挙げることができる。

まず. 豊富な蔵書量である. 1844年に1300冊あまり であった蔵書は、1882 年時点で 23000 冊を超えるまで になったという.8) ハプスブルク帝国では、1848年革 命の挫折の後の10年余りの間、いわゆる新絶対主義 の下、厳しい検閲統制の時代を迎える、興味深いこと には、読書協会内部においては、外部では発禁もしく は制限されていた書物が自由に利用できたということ である. 例えば、サヴィニー (Savigny, Friedrich Carl von, 1779-1861) をはじめとする歴史法学者の著作は、 当時まだオーストリアの大学で講義されていなかった にもかかわらず、ウンガー (Joseph Unger, 1828-1913) の著作は歴史法学について造詣が深い、また、シュ トゥーベンラウフ (Stubenrauch, Moritz von) は、自 国の一般民法典の注釈に歴史法学派の成果を取り入れ られたのも、協会図書館の司書でもあったからである. とされる.91

次に挙げられるのは、1848年革命およびその前後における、会員たちの政治面への活躍である。1848年、1861年の帝国議会における議員のうち、下オーストリア州の議員は40%以上が会員であったという。政府の官僚、大臣も半数前後はつねに会員であった。100

さらに、法律家層の組織化を実現したのも読書協会の会員たちであった。1850年ウィーン弁護士会、公証人法(Notariatsordnung)の成立もその実績に数えられる。また、後述するウィーン法律家協会創立も、さらにオーストリアにおける法律専門雑誌の刊行の母体にもなっている。

総じてみれば、19世紀を通して、法、国制、法曹界の発展に深く関わるこの集団は、あらゆる重要かつ著名な法律家や政治家を包含していたことになる。

(2) ドイツ、オーストリアにおける法律家協会

法曹界における自治組織の二つ目としてブラウネーダーが挙げるのは、法律協会(juristischer Verein, juristische Gesellschaft)または法律家協会(Juristenverein)と呼ばれる組織である。¹¹⁾ 読書協会との違いとしては、読書や蔵書という要素が一義的な目標でなくなり、報告や議論に重点が置かれるようになった。例えば、ルドルフ・イェーリング(Jhering, Rudolph von, 1818-1892)が有名な講演『権利のため

の闘争』を行ったウィーンの法律家協会では、専門雑誌の刊行懸賞金や補助金を出して法学の業績に貢献したり、1867年の基本権条項の整理に貢献したり、ドイツ民法典の知見をウィーンの法曹界に広め、ひいてはオーストリアの一般民法典の改正作業の着手へと導く等、立法作業や学術的発展へと貢献したという。

すでに三月革命前からベルリン(1825年)、バーゼル(1835年)、ハンブルク(1846年)の各地で法律家協会が創設されている。また、弁護士に限っての、定期的な会合も同時に開かれていた。

ドイツの法律家とハプスブルク帝国のオーストリア側の組織的交流は1860年代から強まっていったようである.1859年に設立されたベルリン法律家協会をはじめとする各地の法律家協会の設立とともに、それらの上位組織としての法律家大会が、交流基盤となった.1862年の時点で、すでにドイツ諸邦の都市で法律家協会が設立されている。すなわちプロイセンの諸都市ではブレスラウ、ケーニヒスベルク、ポーゼン、シュヴェーリン、中部南部地方ではミュンヘン、カールスルーエ、ギーセンである。続いてより大規模な協会がハンブルク、ケルン、ライプチヒ、ダルムシュタットに作られた。120

オーストリアではまず、1861年にウィーンにおいて、ベルリンを範とした協会が設立されたという。これは長つづきしなかったが、1867年に再度設立された。ウィーン以外でも、グラーツ(1863年)、シュタイア(1867年)、ウィーナー・ノイシュタット(1872年)、リンツ(1891年)、現在のチェコにあたるボヘミアおよびモラヴィア地方ではプラハ(1864、1867、1878年)、オパヴァ(1876年)、ブルノ(1888年)、このほかガリツィア地方では、スタニスラウ(1880年)、コロメア(1888年)、ジェソウ(1889年)、ヴェドヴィツェ(1889年)、サノク(1890年)、ヴェドヴィツェ(1890年)、サフラカウ(1867、1890年)など、ハプスブルク帝国のいわゆるオーストリア側各地においては、法律家協会が設立された。

(3) ドイツ法律家大会

ドイツ諸邦やハプスブルク帝国の各地で創設された 各法律家諸協会の上位組織(Dachorganisation)として位置づけられるのが、ドイツ法律家大会 (Deutscher Juristentag) である. ¹³⁾

開催目的については、規約の最初に明文化されている.

第1条 ドイツ法律家大会の目的は、ドイツの法律家間 (unter den deutschen Juristen) の活発な意見交換と人的交流の結びつきをつくること、広義

の私法,訴訟,刑法,国内行政法規の諸分野において統一した発展へのさらなる是認をはかるよう努めること,この発展に障害となる問題を指摘し、適切な諸提案を相互に知らせ合い,法の統一を要求することにある.¹⁴⁾

この会は任意加盟の協会であったものの、大学の教授・研究者も含めて、およそ「法律家」と総称されるドイツの法律専門職従事者すべてが一堂に会し、その時々の重要な法律問題について議論した結果を大部な「鑑定書(Gutachten)」として公刊してきた、また、今日のように旅行や移動の機会や手段が多くなかった当時、ここが法律家の貴重な社交の場として機能も果たしていた。1862年に開催地となったウィーンにおいて議長役を務めたライプチヒ大学教授兼ドイツ帝国枢密顧問官のヴェヒター(Wächter)は、「人的交流という無類の収穫と、磨き抜かれた人々による議論の場」が大会の意義であると述べている。150

このうち設立から 1933 年までの主要課題には、法の統一が挙げられており、より具体的には、1866年ドイツ同盟解散まで、1871年のドイツ帝国成立の前後によってドイツ同盟内、ドイツ帝国内、やがてはドイツとハプスブルク帝国内のオーストリア側の法的統一へと変化していったという. 160

ドイツ法律家大会の開催は、1860年のベルリンから 1908年のカールスルーエまでの間に、1年から3年以 内の間隔で合計 29 回開かれている。開催地のなかに は、ウィーン(1862年、1912年)、ザルツブルク (1876年)、インスブルック(1904年)といったハプ スブルク帝国の都市も見られる. 1912年のウィーン大 会では、フランツ・クライン (Klein, Franz, 1850-1926)が主催者側の挨拶を述べている。ここで強調 されたのは「ドイツ人すべての文化的共同体 (Kulturgemeinschaft) | の役割の一端を担うことであ り、ここで「出自(Stamm)と精神(Geist)」によっ て結びつけられた者たちが活気に満ち、研ぎ澄まされ た意見交流の場を持つとともに、「政治の上でも常に 最高の基盤」を持つようになることである。そうする ことで、「法律家大会が共通の法感情を培う場となり、 法の上での共通点が増えることで、中欧における二つ の大国間の交流促進への軌道を円滑にすることが望ま れる」というのである.17)

さらに、ドイツ帝国内の法典編纂という「我々オーストリア人にはあまり関わりのない時期」を経たのち、再びドイツ、オーストリアが相互に歩みよっていることを歓び、「オーストリアの法学は独自の特徴を持つことによって、ドイツ法学全体に貢献していることを誇りに思う」¹⁸⁾とも述べられている。

3. ハンガリー法律家大会

(1) 法律家大会設立の経緯

1867年以降にいわれる「ハプスブルク帝国のオーストリア側」の法律家たちにとって確かに、ドイツ法律大会が自国内の法律家協会の「上位組織」であった。では、帝国の「ライタ川以西」すなわちハンガリー王国の法律家たちにとってはどうだったのか。

ドイツ法律家大会は、ドイツ語が優位とされた地域 以外の法律家にとっては直接的な上位組織ではなかっ たものの、範例とされたと考えることはできる. 以下 では、その事例としてハンガリー法律家会議について 検討したい.

1907年に編纂されたハンガリー法学辞典によれば「法律家大会の理念はドイツに由来し・・・ハンガリーもほどなくしてドイツに従ったのである」と明言されている。¹⁹

この法学辞典の記述内容の大半は、シーグムント・ヴィルモシュ (Siegmund Vilmos)²⁰⁾ による法律家大会の年次報告書に依る。実際のところ、具体的な設立経緯を知る手がかりは、この年次報告書の創刊号を除いては見つけにくい。

それによれば、ハンガリー法律大会開催の発端は、1868年11月18日、ショプロン弁護士総会の決議を会長ヴカニッチ(Wukanich Viktor)からブダペシュト弁護士会にあてて伝える書簡であったことになる。書簡では、国内と首都に多数ある弁護士会をまとめてほしい、と要請されていた。1869年の弁護士地方会議をブダペシュト開催することも求めている。

この書簡内容は、各地の弁護士会にも送られたが、 首都の弁護士会はとくに依頼されたのである。回答は、 「ブダペシュト弁護士会の代表委員会は, 1868年 12月 4日付の動議を審議し、弁護士会のみならず、およそ ハンガリーにおける全法律家の集会とする、という変 更を加えて支持する. | とあった. ほどなく活動規約 草案が委員会に提出され、必要な準備にはいれるよう に、12名の会員による小委員会が組織された。間もな く商法典を起草することになるアパーシイ・イシュト ヴァーン (Apáthy István, 1829-1889) や、後の司法大 臣となるシラージイ・デジェー(Szilágyi Dezső, 1840 -1901)を含む、ハンガリー法曹界の重鎮たちが集 まった委員会であることがわかる。この小委員会が規 約の草案を提出した後、1869年12月21日から22日 にかけて検討のための会合が開かれた。出席者にはハ ンガリー王国司法省、上級裁判所、ブダペシュト裁判 所長官、弁護士会長、会員の半数、ブダペシュト大学 やその他の法科専門学院教授たちが名前を連ねている

ほか、エステルゴム、ショプロン、ケチケメート、 カッシャの法律家協会の名もみられる.

ここで交わされた意見のなかには、例えばブダペシュトのトミッチ・ベルトラン(Tomic Bertalan)のように、全国規模の集会を開くことは性急にすぎるという意見を持つ者もあった。まだ(統一された)法典がそろってもいないのに、集まっても議論する対象がない、というのである。

集会を開催することに賛成する者のなかでも、弁護士の全国集会を開くことには賛成できないという声もあった。各地の弁護士会が抱える諸問題はそれぞれで解決しており、全国規模である必要がない。法律家集会を開く目的と意義は、根本的に別のところにあるべきだ、というのである。

そのなかで多数意見となったのは、ハンガリー王国における法の状況は、すべての法律家の協力により全国的にまとめられることを必要とする、という意見であった。²¹⁾ こうして、裁判官、弁護士、検察官、官僚等といった職種を超えた法律家の集会を開催することが取り決められ、1870年9月25日に第1回ハンガリー法律家大会が開催される運びとなり、大会規約の作成など、準備が進められた。

この準備作業の過程とドイツ法律家大会とを直接結びつけることは難しい。ただ、こうした動きと並行して、ドイツ法律家大会には第2回を除き、ほぼ毎回のようにハンガリーの法律家たちが出席していたことは指摘しておきたい。1869年までは1名から4名程度、1870年のシュツットガルト大会にはアパーシイらを含めて16名を数える。その後は10名前後が続き、1912年ウィーン大会では地の利もあってか26名となる。220 ハンガリーの法律家たちにとって、ドイツ法律家大会は全く遠い存在ではなかったはずである。

(2) 大会規約

ドイツ法律家大会の規約と同様、開催の目的は第1 条に掲げてある。

第1条 ハンガリー法律家大会の目的は次の通りである。ハンガリー王国の法律家たちを、学術的な場における緊密な人的交流と意見交換のために結びつけること、国内法の必要な改正と発展に向けて影響力を行使すること、特に自由な法改革に向けた適切な制度の構築を促進すること。²³

ドイツのように「法の統一」を正面から打ち出して はいないものの、法律家相互の交流や法制度構築への 貢献が謳われている。 毎年の開催を原則とすること、常任委員会の構成、法分野ごとに部会を分けるなど、大会の構成や進行については、ドイツ法律家大会に倣った部分が多い.動議(inditvány)とそれに対する意見(vélemény)が予め提出され、それらに関する当日の議論(tárgyalas)は発言者の氏名を含めて速記録にまとめられる.最後に動議に関する決議(határozat)が表明される.

開催地については、各地の都市で順番に開催される ドイツ法律家大会とは異なり、常にブダペシュトで開催されることとされた(第4条).²⁴⁾

(3) 開催回数と参加者数

ハンガリー法律家大会の開催状況,参加者数は表 I の通りである. ²⁵⁾

表 1 ハンガリー法律家大会の開催時期・参加者数

回	期間	参加者数
1	1870年9月25-30日	1696
2	1871年9月24-27日	1583
3	1872 年 9 月 24 - 26 日	1327
4	1873年5月末	1163
5	1874年5月末	962
6	1876年6月末	725
7	1879年 10月後半	526
8	1882年10月第1週	453
9	1885年9月20-24日	430
10	1889年9月末	411
11	1896年10月	385

注: Siegmund(1870-1896)より筆者作成

上述の規約第4条によれば、大会は毎年開催されることとされていたが、後半になるにつれ、次第に不規則になる。会員数についても、第1回大会の1696名を最高に減少の一途をたどり、第5回ではすでに1000名を割っている。第10回大会と第11回大会では385名となっている。

参加者減少については、複数の要因が考えられる. 当時の司法制度が整備途上であったという不安定な状況もその一つである。例えば第6回大会(1876年)については、申込数は依然として1000名を超えていたものの、「裁判所構成法の抜本的再編成が行われ、数多くの裁判所が閉鎖」され、その分だけ裁判所スタッフの仕事量の増えた結果、出席者が大幅に減少したと報じられている。260 もっとも、その3年後の第7回大会では、さらに全体数は減っているものの、「地方の 弁護士」にかわって、裁判官をはじめとする裁判所のスタッフの参加が増加したことによって「数の上では少ないが、質の点では十分に埋め合わされた」²⁷⁾と報じられてもいる。「裁判官の独立」ないし身分保障は、19世紀を通じてハンガリー王国司法制度の主要課題とされてきたが、その実現に向けた紆余曲折は、裁判所構成員の行動にも強く影響していたことになる。²⁸⁾

出身地域の内訳について,詳細は後日に譲らねばならないが,上級裁判所所在地²⁹⁾ に限定して,1870年と1896年の参加者数を対比してみたのが表2である.

表 2. 王立上級裁判所所在地からの参加者数比較

上級裁判所所在地	第1回大会	第11回大会
上水級刊///////	(1870年)	(1896年)
ブダペシュト	537	258
デブレツェン	8	3
ジェール	8	2
カッシャ	25	4
コロジュヴァール	48	5
マロシュヴァーシャ	40	0
ールへイ	43	0
ペーチ	16	3
ポジョニ	11	4
セゲド	11	5
テメシュヴァール	15	4
ザーグラーブ	5	0

注: Siegmund(1870, 1896) より筆者作成. 地名はハンガリー語読みに倣った. カッシャ, ポジョニは現スロヴァキアのコシツェ, ブラチスラヴァ, コロジュヴァール, マロシュヴァージャールへイ, テメシュヴァールは現ルーマニアの, ティミショアラ, ザーグラーブは現クロアチアのザグレブに該当する.

開催地ブダペシュトからの参加者は、常に群を抜いていた、ハンガリー王国のほぼ全域から参加がみられた第1回大会に対して、第11回大会では、住所に「ブダペシュト」と記入している者だけで258名すなわち全参加者数385名の7割近くに該当してしまうのである。

開催地の1点集中は、とくに地方からの参加者の減少に結びついた。なかでも、カッシャ、コロジュヴァールやマロシュヴァージャールへイなど、ハンガリー人以外の民族の割合が多い大きな地方都市からの参加者が大幅に減少してしまっていることは、単なる中央と地方の溝という問題を超え、民族問題に関わる

ことにもなったと推測される.

開催時期や開催地を求める動議はたびたび提出された。第5回大会(1874年)において、王国内のほかの都市での開催をめぐって激しい議論になっていた。³⁰⁾それでも、圧倒的に多数を誇る首都周辺の法律家たちが、業務の支障をきたすという意見で押し切り、開催地は最後までブダペシュトであった。

ドイツ法律家大会の最初の30回分についてみると、1年から2年の間隔で、異なる諸都市の開催が実現している。31)これに対して、ブダペシュトへの一極集中化は、法曹界においても中央と各地方の、あるいは民族間の溝を深める一方だったのである。

参加者の職種の内訳について、詳細な分類化と検討には至っていないが、名簿の職業欄には法学者や官僚まで含め、幅広い名称が並ぶ、とはいえ、いずれの大会でも、多数派を占めるのは、大会名簿の職業欄に「弁護士」(ügyvéd)と記入している人々であった。320ただし、第1回大会と第11回大会における弁護士の参加者数は773名から229名へと大幅に減少している。

1895年の時点で、スラヴォニア・クロアチアを含め、ハンガリー王国内には30の弁護士会が設置されていた、3331888年から1895年までのブダペシュト弁護士会所属弁護士数をみれば、829名から1048名に増加している、341 比較的参加が容易な地域に勤務・居住するはずのブダペシュト弁護士会会員たちでさえ、1896年の時点では、大半が参加していなかったことになる。

(4) 議題

では、取り扱われたテーマや議論は国内の法律家たちにとって関心の低いものだったのだろうか.

各大会の議題一覧が表3である。ただし、実際の題目は、より具体的な長い文章であったが、表の作成にあたって簡略化している。

目立って多いのは立法や諸原則の確認など、制度構築に向けての課題が扱われていることである。実務と密接に結びついた具体的な論点も少なくない。おりしも、1867年以降のハンガリー王国は法制度の整備が急がれていた最中である。1875年には商法典が、350 1878

表 3. ハンガリー法律家大会における議題一覧

旦		議題	
1	1.	公証制度について	
	2.	商法と手形法の統一に関するヨーロッパ規模の会議のために	
	3.	死刑制度の廃止について	
	4.	新破産法の諸原則	
	5.	弁護士の位置づけについて	
	6.	婚外子の法的状況について	
	7.	法科専門学校や大学の設置について	
	8.	オーストリア一般民法典の暫定的復活について	
	9.	世俗婚について	
	10.	信用制度の変更について	
	11.	鉄道会社の賠償義務について	
	12.	直接主義と口頭主義の導入について	
	13.	治安判事制度の導入について	
	14.	~16. 会則の変更について	
2	1.	監察医の常置について	
	2.	民法上の法人について	
	3.	公証人強制の撤回について	
	4.	労働賃金の抑制について	
	5.	証拠としての宣誓	
	6.	法定相続について	
	7.	民事訴訟の問題(宣誓による証明)	
	8.	重罪および政治犯罪における陪審制について	
	9.	刑事裁判手続(刑の宣告)について	
	10.	婚外子の保護について	
	11.	単独裁判官の管轄について	
	12.	世襲財産制度の廃止について	
	13.	株式会社の設立について	
	14.	共同抵当の廃止について	

1	15. 刑事時効について		
	16. 刑事手続について		
	17. ~22. 設立規約変更について		
3	(前回の残りの議題)・・・2, 13, 14		
	(新たな議題)		
	1. ハンガリーにおける孤児に関する法制度		
	2. 遺留分の譲渡について		
	3. 商事会社の破産における特則		
	4. 刑法典における実行行為の三分割について		
	5. 証拠に対する自由な判断について		
	6. 仮釈放について		
	7. ~8. 規約変更について		
	(委員会から提案された議題)		
	時効制度は妻にも適用されるか?		
	相続における寡婦の権利		
ļ	手形法について		
	会社法について		
	訴追人と検察官の関係		
	弁護人と検察官の公平		
İ	証拠調べ		
	準備書面の効力		
4	1. 離婚の合法性について		
	2. 夫婦財産権について		
	3. 商人の妻は債権者よりも特権があるか?		
	4. 国外から国内に向けて行使される償還請求権の効力について		
	5. 出版犯罪について		
	6. 行政に対する違反行為と司法判断		
	7. 口頭手続における証拠調べの構造		
	8. 口頭手続と控訴		
	9. 相続と遺贈		
	10. 刑事事件における被害の民事的請求		
	11. 刑事手続における,民事法上の前提問題の証拠調べについて 12. 会則の変更について		
<u> </u>	<u> </u>		
5	1. 登記上譲渡された権利に対する,有体物の占有 2. 公的行為に対する,官僚と任命権者の損害賠償責任		
	3. 将来の破産法において、保証人の優先弁済の可能性		
	4. 手形法について		
	5. 刑事手続における公的訴追と訴追者の権限について		
1	6. 違法な公権力行使に対する抵抗権の範囲について		
	7. 名誉棄損事件における真実の抗弁の適用について		
	8. 口頭直接手続における控訴について		
6	1. 登記制度のもとでの、物権の譲渡の方法		
	2. 夫婦間以外の者との遺贈契約の有効性について		
	3. 手形事件, 商事事件のための特別裁判所		
	4. 合併による保険会社の消滅と加入者の契約を解除について		
	5. 破産手続における強制調停の是非		
	6. 通常の刑罰以外の、判決による法律上の効果の制限の可否		
	7. 原告の訴えの範囲にもとづく裁判所の行為の制限		
	8. 裁判手続の再開について		
7	1. 遺留分について		
	2. 債務負担に関わる諸原則について		
	3. 優先弁済権利者の権利保護について		
	4. 財産をめぐる争い以外におけるパウリアナ訴権の適用の可否		
1	5. アメリカ式決闘の刑法上の位置づけ		

i		か、使ったの間間によしたフレモの目よ
	6.	第一審の事実問題に対する上訴の是非
	7.	裁判官の任命および昇進準則の法定について
	8.	区裁判所の管轄に、所有権争いに関する裁判手続も含めるべきか?
8	1.	水利法制定のための諸原則について
	2.	民法典における第三者のためにする契約の効果について
	3.	登記簿に記入される書式の形式的効力について
	4.	郵便貯金局預金者の権利保護立法について
	5.	国債およびそのほかの有価証券の分割購入に関する諸原則
	6.	刑事手続について
	7.	行政裁判所の構造、組織、手続の諸原則
	8.	弁護士法の改革に向けて
9	1.	出身地法または居住法と国際私法
	2.	遺留分減殺の程度と適用原則
	3.	発明・特許法について
	4.	受動的手形能力について
	5.	貯金局預金の法的性質について
	6.	刑事手続き開始における諸問題
	7.	法学教育の改革に向けて
	8.	法律による授権にもとづく省令の改正について
10	1.	所有権取得の条件としての動産の譲渡について
	2.	業務上の事故にそなえての労働者の保険強制加入の在り方について
	3.	株式取引紛争のための特別裁判所の要否
	4.	刑事訴訟手続における予審の公開性の程度
	5.	法学教育の改革について
	6.	口頭主義にもとづく裁判手続について
11	1.	所有財産から生ずる収益の扱いについて
	2.	組合法について
1	3.	一般市民の保護を目的とする保険業者の権限について
	4.	部分判決の導入について
	5.	宣誓にもとづく当事者の証言について
	6.	最高裁判所への法律問題に関する上告について
	•	

注: Siegmund(1870-1896)の目次より筆者作成.

年には刑法典, 1896年には刑事訴訟法典が成立する.また, 王国時代にはついに民法典の完成にはいたらなかった私法一般分野においても, 36) 法学上の論点から個別具体的な法実務上の論点については, 法典不在のままで議論されていたことがわかる.ここでは, とくに諸外国の立法例やローマ法が引用されている.1911年に成立することになる民事訴訟法の分野においても,ドイツ帝国民事訴訟法(1877年)やオーストリア民事訴訟法(1895年)の成立過程という時期に呼応し,37) 問題となる裁判法上の諸原則を議論していたと思われる.この分野における最新の話題であり, 法曹界の関心を惹かないはずはなかった.

このように、議題一覧からは、法律家大会も法典編纂に深く関わる議論の場として活用されようとしていたことがうかがえる.

したがって、議題や議事録を概観したかぎりでは、 一貫して法専門職者たちにとって興味深いはずの議題 が並び、前半期に比べて質が低下したとは考えにくい。 むしろ参加への意欲を失わせていったのは、議題よりも他の要因が大きかったのではないだろうか. 例えば、大会自体の方針が関係していたのではないか.

この点を考えるに当たって繙く必要があるのは、第1回大会開催と同じ1870年に創刊された専門雑誌『マジャール テミス』である。38)刊行したのはハンガリー法律家大会である。その1879年10月21号に掲載されたファイエル・ラースロー(Fayer László, 1842-1906)の言葉は、法律家大会の担う役割について、ドイツ法律家大会の在り方とは異なる方向を目指している。ハンガリー法律大会は「政治的立場を持っていないし、持ってはならない。この大会は、法的統一の維持と司法における中央集権化という二つの課題を同時に満たすことなどできない。純粋に社会的かつ学術的であるべきだ。」39)何が「社会的」「学術的」といえるのか自体が争われているが、ファイエルの考えでは、「法律家という職能団体の共同意識を強め、人的交流を深めて裁判官、弁護士、教授、公託人といった

それぞれの枠を超えること」と「抽象的な学問上の問題ではなく、生活に密着した課題に取り組むべきであり、法制度を準備したり、法専門職集団としての意見にさからうような法律の成立を阻止すること」であるという。

ファイエルは法律家大会の常任委員の一人で, 1896 年刑事訴訟法典の編纂および陪審制の導入を推進したことでも知られる. (*) 大会の設立方針についても少なからず影響力を行使したと推察できる. その人物の方針とは, 少なくとも特定の政治的立場に与することなく, 社会生活と結びついた法学的見地, 法律家の視点をこの大会によってまとめあげていくことだったようである.

ハンガリーの法律家たちの多数派が、とくに弁護士層が、それに賛同し続けたかどうか、大会の開催を重ねるごとの参加者の減少が答えとなっている。推測の域を出ないが、地方の法律家にとっても、ブダペシュトの実務法曹にとっても、大会での議論と決議が、常に法実務や立法にただちに反映されるという確信がもてなくなってきたのではないだろうか。

(5) 法律家大会から法律家協会へ

『マジャール テミス』の1879年12月18日号には、内務省が法律家協会(jogászegylet)の設立を認可したことが報じられている。41)各地に点在する多数の法曹関連諸団体の活動を結びつけるような団体が必要であるというのが理由である。法律家大会との違いは、「活動までに時間がかからないこと、常にあらゆる法分野の動きに注意を払い、実効性のある思想や、制定前の法案に対して適時に反応し、支持することができることにある」とされている。法律家大会の開催にあたっては、議題の常任委員会への提出、大会準備事務などの時間がかかり、法に関わる動きに、より迅速な対応が求められたということである。

一方、国内の法曹界の統合の場として、法律家大会自体の重要性は依然として認められ、しばらくは二つの団体が併存することとなった。第11回大会の会長を務めたジェーリ・エレク(Győry Elek)やファイエルをはじめ、法律家大会の常任委員と法律家協会の設立メンバーたちをはじめ、会員の多くは重なっていたと思われる。420 また、二つの団体から発行される機関誌に互いの活動に関する言及はみられない。しかしながら、少なくとも法律家大会が消滅するまでは、あくまでそれぞれが異なる団体であった。経済的基盤について、法律家大会は、年次報告書の末尾にある会計報告によれば、主として参加費や会費を中心に運営された自治団体としての立場を貫いた。これに対して、法律家協会には当初からより強固な基盤を持っていた。

会員数の迅速な増加により会費の確保もさることながら、寄付や寄贈、さらには司法省からの補助金に支えられていたからである。独自の出版局からは数多くの出版物が刊行され、活動内容も多岐にわたった。

王国時代に最後の法律家大会となった第11回大会会長就任挨拶の中で、ジェーリは大会継続への努力を 怠らぬように呼びかけている。

今回の開催までには、これまでよりも長い間か かりました. しかし. 26年前にハンガリーの法律 家たちを覆った愛国の炎が燃え、法の改革におい て有益な共同作業が始められ、法律家大会が再開 したというときに、それが藁に点けられた炎のよ うに、最初は勢いよく燃えさからせるものの、自 らを焼きつくしたのちは、あとかたもなく消え 去ってしまうようであっては、断じてなりません. そんなことをしたら、ハンガリーの法曹界の人材 は枯渇し、国のための作業は停滞し、さらには、 より危険で嘆かわしい事態を惹き起こしてしまい ます。すなわち、自国の法生活の発展と繁栄とい う目的こそ、さまざまに利益が拮抗しても肩を組 んでともに力をつくす価値があるのですが、それ らに対する無関心をもたらしてしまうことになっ てしまうからです.43)

しかしながら、第12回大会が開催されることなく、 法律家大会は消滅してしまうこととなる.

法律家の国外流出や法制化への無関心という, ジェーリが心配したような危機的状態にはいたらな かったのは、法律家協会が法律家大会の役割をも受け 継いだからだ、と解釈することもできる.

それでも、はたして法律家協会が法律家大会に代わって国内各地の法律家たちのネットワークとしてどこまで機能しえていたのか.この問いに答えるために必要な作業、例えば法律家協会の活動の詳細と評価については後日に譲り、ここでは以下の点のみ指摘しておくにとどめたい.すなわち、19世紀末のハンガリー王国の法律家たちは、とくにブダペシュトの法律家たちは、意見集約や交流の形態として、専ら自発的に運営される学術的な全国集会よりは、本拠地と会員数、経済的基盤が安定した常設的な、そして何より政治的な団体を選びとった、という点である.

4. おわりに

中・東欧地域の19世紀に次々と登場した法律家の

任意団体にはまず読書協会、次いで法律家協会という 形態が登場してきた、ドイツ法律家大会は、このうち ドイツ語を用いる法律家協会においては、直接的な上 位組織として位置づけられた、言語の異なるハンガ リー王国においても、範例としてハンガリー法律家大 会の設立に影響力を及ぼしたと明らかになった。

しかしながら、そのハンガリー法律家大会の設立経緯と、開催状況を概観するうちに、ドイツ法律家大会のように王国内の諸法律家協会の上位組織として存続することはできなかったと明らかになった.

本稿の考察過程から、ハンガリー王国内の司法界が 首都ブダペシュトと他の地域との溝が格段に深かった こと、にもかかわらず、国内の法曹界として意見の統 一をはかろうとしたことに無理があったこと、立法作 業を中心とする法をめぐる目まぐるしい動きに大会で は対応しきれなくなってきたことなどが浮かび上がっ てきた。

合計 11 回の開催で終わったハンガリー法律家大会を過大評価するのは適切ではない. しかし, 少なくともドイツ語圏以外で, 19世紀末に中欧における全国規模の法学・法曹界ネットワークの構築を実現させた点については, 今少し評価し, ここで行われた具体的な議論や人々に注目するべきではないだろうか.

今日になって,「ハンガリー法律家大会」という名 称が復活しているという. 法専門職集団の在り方をめ ぐる議論は、まだ尽きないようである.

(付記) 本稿は、科学研究費・萌芽研究「中・東欧における法専門職の近代化過程に関する研究」の研究成果の一部である。

注

- 1)代表的なものとして「東欧における法文化―伝統と継受―」(2005 2007年度)をはじめとする、マックス・プランク・ヨーロッパ法史研究所(在フランクフルト・アム・マイン)による数々のプロジェクトとその刊行物、ザクセン科学アカデミー(在ライプチヒ)のプロジェクト「東西ヨーロッパの接点としてのザクセン=マグデブルク法」などが挙げられる。
- ²⁾Brauneder (1994).
- 3)McClelland (1995) 13, Pokrovac (2007)
- 4)三成(2005) 137-167 頁参照.
- 5 ハーバマス(1995)103 頁
- ⁶⁾Brauneder (1994) 97.
- 7)1848 年に、フランクフルトの聖パウルス教会で開かれたドイツ最初の国民義会の議員数は 831 名であったが、ボヘミアやモラヴィアのスラヴ人不参加

- など、開会時には330名しか出席がなかった. 最高 は同年冬の600名であった. このうち、157名の外交 官、66名の弁護士、学者や官僚を含めると、法律家 は350名を超えたという. 上山(1966)、423頁.
- 8) Brauneder (1994) 98.
- 9)Brauneder (1994) 99.
- ¹⁰⁾Brauneder (1994) 100.
- 11)Brauneder (1994) 101.
- 12) Brauneder (1994) 102.
- 13) Brauneder (1994) 103.
- ¹⁴⁾Olshausen (1910) 4.
- ¹⁵⁾Olshausen (1910) 16.
- 16) Brauneder (1994) 103.
- ¹⁷⁾Friedländer (1927) 1025.
- 18) Friedländer (1927) 1025.
- ¹⁹⁾Márkus (1907) 451.
- 20)本稿では、本文中のカタカナ表記についても、ハンガリー人については、ハンガリーの慣例に従い人名は姓を先に記載することとする.
- ²¹⁾Siegmund (1870) XI-XII.
- 22)ハンガリー、ドイツ、オーストリアの法律家の交流は、ブラウネーダー教授主催によるウィーン大学法制史研究所とブダペシュト大学法学部との合同セミナーのうち、1994/95 年度冬学期実施分のテーマでもあった。ドイツ法律家大会の名簿中のハンガリー出身者については、直接にはこのセミナー報告資料を参考とさせていただいた。
- 23) Siegmund (1870) Függelék.
- ²⁴⁾Siegmund (1870) Függelék. 当時の表記ではブダとペシュトが分かれていたことを受け、"Buda-Pest"となっている。首都がブダペシュト Budapest となったのは 1872 年である。
- 25)開催時期、回数については、セーチェニ国立図書館 所蔵の年次報告書に依った、資料残存状況により、 期日の特定にいたらなかったものもある。参加者数 については、年次報告書補遺の参加者リストに依る か、リストがない年は、翌年の会計報告をもとに推 計してみた。
- ²⁶⁾ Juristische Blätter (1876) 344.
- ²⁷⁾ Juristische Blätter (1879) 533.
- ²⁸⁾Stipta (1998) 125-133.
- ²⁹⁾王立上級裁判所については1868年裁判所更生法 (法律54号)に規定されている.
- ³⁰⁾Siegmund (1874)
- 31)Olshausen (1910) 20-21.
- 32)年次報告書の名簿によれば, 1871年大会では参加者数 1583名中773名, 1896年大会では385名中229名が「弁護士」としている.
- 33)1874 年法律 34 号.
- 34)ハンガリー王国に関する司法統計はAz Országos Magyar kir. Statisztikai Hivatal (1895) *Magyar* statisztikai évkönyv. Új folyom. Budapest 1895 による.
- 35) 商法典の成立過程については拙稿(1996)
- 36)ハンガリー民法典編纂の試みについて概観したもの

- に、邦文では伊藤(1996)がある.
- 37)両者の成立過程については拙稿(1998).
- 38) Gönczi (2006) 266-277.
- ³⁹⁾Magyar Themis (1879) Nr.45. 1879. 10. 21.
- 40) 拙稿(2000)参照.
- 41) Magyar Themis (1879) Nr.54. 1879. 12. 18.
- ⁴²⁾Jegyző könyv (1931)
- 43) Siegmund (1896) Tárgyalasok, 4.

参考文献

- Brauneder, W. (1992) Leseverein und Rechtskultur: Der Juridisch-politische Leseverein zu Wien 1840-1990. Wien: Manzsche Verlags- und Universitätsbuchhandlung.
- Brauneder, W. (1994) Die Selbstorganisation des Juristenstandes in Deutschland und Österreich. In: Brauneder, W. StudienII: Entwicklung des Privatrechts. Frankfurt am Main/Berlin/Bern/New York/Paris/Wien: Peter Lang.
- Friedländer, J.,O. (Hrsg.) (1927) Franz Klein: Reden, Vorträge, Aufsätze, Briefe 2Bde. Wien: Manzsche Verlags und Universitätsbuchhandlung.
- Gönczi, K. (2006) Die ungarische Rechtskultur im Spiegel der juristischen Zeitschriften im 19. Jahrhundert. In: Stolleis, M./Simon,T. (Hg.) Juristische Zeitschriften in Europa. Frankfurt am Main: Vittorio Klostermann. 237-268
- Jegyzőkönyv (1931) Jegyzőkönyv a magyar jotászegylet 1931.XI.15. ünnepi teljes üléséről: Grosschmid Béninek: Magyarország jogászai. Budapest: Stephaneum nyomda.r.t.
- 6. Juristische Blätter: Eine Wochenschrift, Wien 1872-
- 7. Magyar Themis, Budapest 1870-1879
- Márkus, D. (1907) Magyar jogi lexikon. 6 köt.
 Budapest: Pallas irodalmi és nyomdai

- részvénytársaság.
- McClelland, C./Merl, S./Siegrist, H. (ed.) (1995)
 Professions in Modern Eastern Europe. Berlin: Duncker&Humblot.
- Olshausen, Th. (1910) Der deutsche Juristentag: Sein Werden und Wirken. Eine Festschrift zum fünfzigjährigen Jubiläum. Berin: Kommissions-Verlag von Guttentag, Verlagsbuchhandlung.
- 11. Siegmund, V. (1870-1896) A magyar jogászgyülés évkönyve. Budapest.
- 12. Stipta, I. (1998) *A magyar bírósági rendszer története*. Debrecen: Debrecen University Press.
- Pokrovac, Z. (Hrsg.) (2007) Juristenausbildung in Osteuropa bis zum Ersten Weltkrieg. Frankfurt am Main: Vittorio Klostermann.
- 14. 伊藤知義 (1996) 「ハンガリー民法史覚書―二重 帝国時代を中心として―」札幌学院法学 112-2, 187-208 頁.
- 15. 上山安敏(1966) 『法社会史』 みすず書房.
- 16. 久保敬治(1986)『ある法学者の人生―フーゴ・ ジンツハイマー―』三省堂.
- 17. 黒田忠史(1995)「弁護士資格の制度と機能」:望田幸男編『近代ドイツ=「資格社会」の制度と機能』名古屋大学出版会,171-195頁.
- 18. ハーバーマス, ユルゲン/細谷貞雄・山田正行訳 (1994) 『公共性の構造転換』第2版, 未来社.
- 19. 三成美保(2005)『ジェンダーの法史学―近代ドイツの家族とセクシュアリティ―』 勁草書房.
- 20. 拙稿(1996)「19世紀ハンガリーにおける商法典編纂」一橋論叢 115-1, 294-302.
- 21. 拙稿 (1998) 「1895 年オーストリア民事訴訟法の 成立過程」 一橋論叢 119-1, 101-118.
- 22. 拙稿 (2000)「アウスグライヒ体制下のハンガリー 陪審法制」スラヴ研究 47, 281-300.